

別記「個人情報保護に関する遵守事項」

(個人情報の取扱いにおける基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務の実施に当たっては、柳川市の実施機関（柳川市個人情報保護条例第2条第2号に定める実施機関をいう。）と同様の責務を負うものとし、柳川市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報に係る市民の基本的な権利を侵害することのないよう努めるとともに、発注者が行う個人情報保護のための施策に協力しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第2条 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、損傷、滅失、紛失、改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用又は第三者への提供の禁止)

第3条 受注者は、発注者による適法な指示がある場合を除き、個人情報をこの契約による業務以外の目的のために利用し、又は第三者（当該業務を取り扱う正当な権限を有する者以外の者をいう。以下同じ。）へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第4条 受注者は、発注者による適法な指示がある場合又は発注者の管理下において業務を行う場合を除き、この契約により発注者が提供した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第5条 受注者は、発注者が指示し、又は認めた場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(事故発生時等における報告)

第7条 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、損傷、滅失、紛失、改ざん等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約の期間が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(報告及び立入検査)

第8条 発注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、損傷、滅失、紛失、改ざん等の事故が発生するおそれ又は発生した事実があると認めたときは、これらの事実に係る個人情報の保護を行うために必要な限度において、受注者に対し、必要な報告を求め、又は受注者の所有する建物等に立ち入り、書類その他の物件を検査することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第9条 発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び受注者に対する損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による業務に係る個人情報の漏えい、損傷、滅失、紛失、改ざん等の事故を発生させたとき。
- (2) この「個人情報保護に関する遵守事項」第1条から前条までの規定に違反し、発注者に損害を与えたとき。